

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	R5 第08号	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)							(名称)		(所在地)			
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)							(氏名又は名称)		(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)														
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	経営管理 権の 始期	経営管理 権の存続 期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に 要する経費を控除してなお利益があ る場合において甲に支払われるべき 金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法	備考
1	山中湖村平野 字不動坂	2535	2	2535	山林	0.1441	ヒノキ	50	公告の あった 日から	2029年 3月31日 まで	乙は、森林の公益的機能を 発揮させるため、山中湖村 森林整備計画に基づき、存 続期間中に次の施業を1回 実施する。 ・スギ、ヒノキ、カラマツ 人工林：間伐 ・獣害被害が著しい場合、 立木への獣害防止用資材の 設置 間伐は林分・林地の状態を 把握したうえで、生物多様 性及び山腹崩壊等の災害リ スクに考慮し、実施するも のとする。 また、気象害及び病虫害獣害 の確認のため、存続期間中 に年1回以上は、目視によ る巡視を行う。 経営管理実施権の設定は行 わない。	経営管理権に基づき乙が市町村森林経営 管理事業を行うものとし、乙は間伐材の 搬出・販売は行わない。	乙が甲に対し て金銭の支払い は行わない。	経営管理権 設定区域は 別添図面の とおり。
2	山中湖村平野 字水ヶ久保	2606	2	2606	畑	0.1203	ヒノキ	50						
3	山中湖村平野 字水ヶ久保	2614-1	2	2614-1	山林	0.1019	ヒノキ	50						
4	山中湖村平野 字水ノ元	2924	2	2924	畑	0.1811	ヒノキ	50						
5	山中湖村平野 字水ノ元	2925	2	2925	原野	0.3867	ヒノキ	50						
6	山中湖村平野 字小海原	2964-2	2	2964-2	原野	0.5573	ヒノキ アカマツ	50						
7	山中湖村平野 字小海原	2965	2	2965	畑	0.2975	ヒノキ	50						
8	山中湖村平野 字小海原	3012	2	3012	畑	0.2280	ヒノキ	50						
9	山中湖村平野 字小海原	3035	2	3035	畑	0.2400	ヒノキ アカマツ	50						
10	山中湖村平野 字和田	3193-1	2	3193-1	山林	0.0544	カラマツ	50						
11	山中湖村平野 字和田	3194-1	2	3194-1	山林	0.0357	カラマツ	50						
12	山中湖村平野 字大久保	3662	1	3662	原野	0.4816	ヒノキ	50						

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	山中湖村平野 字不動坂	2535	2	2535	山林	0.1441	ヒノキ	50					
2	山中湖村平野 字水ヶ久保	2606	2	2606	畑	0.1203	ヒノキ	50					
3	山中湖村平野 字水ヶ久保	2614-1	2	2614-1	山林	0.1019	ヒノキ	50					
4	山中湖村平野 字水ノ元	2924	2	2924	畑	0.1811	ヒノキ	50					
5	山中湖村平野 字水ノ元	2925	2	2925	原野	0.3867	ヒノキ	50					
6	山中湖村平野 字小海原	2964-2	2	2964-2	原野	0.5573	ヒノキ アカマツ	50					
7	山中湖村平野 字小海原	2965	2	2965	畑	0.2975	ヒノキ	50					
8	山中湖村平野 字小海原	3012	2	3012	畑	0.2280	ヒノキ	50					
9	山中湖村平野 字小海原	3035	2	3035	畑	0.2400	ヒノキ アカマツ	50					
10	山中湖村平野 字和田	3193-1	2	3193-1	山林	0.0544	カラマツ	50					
11	山中湖村平野 字和田	3194-1	2	3194-1	山林	0.0357	カラマツ	50					
12	山中湖村平野 字大久保	3662	1	3662	原野	0.4816	ヒノキ	50					

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所（同上） 山中湖村長 高村 正一郎

印

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上）

印

- （記載注意）（1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- （3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- （4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
- （5）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。